

## 劇場、音楽堂等連絡協議会 会則

### (名称)

第1条 この会は、劇場、音楽堂等連絡協議会（以下、協議会とする）と称する。

### (目的)

第2条 この会は、劇場音楽堂等が相互に連携を図り協力することにより、劇場音楽堂等の経営や事業実施等に関し、情報交換や連絡調整、調査研究、提言等を行い、その役割を十全に果たすための環境を整えることで、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 劇場音楽堂等相互、また劇場音楽堂等と文化庁、自治体、関係団体との情報交換や連絡調整
- (2) 劇場音楽堂等の経営や事業実施に係る諸課題についての情報交換や調査研究、提言
- (3) その他、劇場音楽堂等の活動環境の向上のために必要な活動

### (会員)

第4条 この会は、劇場音楽堂等または当該施設を運営する法人を会員とし構成する。

### (機関)

第5条 この会に、次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 事務局
- 4 部会
- 5 研究会

### (総会)

第6条 総会は、少なくとも年一回、会長が招集し、協議会の事業計画及び役員選任等の重要事項について決議する。

2 総会における議決権は、会員1施設または1法人につき1個とする。議決は、議決権の過半数を有す会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、役員解任ならびに本会則の変更には3分の2以上にあたる多数をもって行う。

### (役員)

第7条 この会に、次の役員を置き、運営委員会を組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 顧問 若干名

(5) 監事 1名

- 2 役員は、総会で選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 運営委員会は、会長が必要に応じ召集し、総会からの付託を受け、協議会の運営に必要な事項について審議又は処理する。
- 4 運営委員会は、顧問を委嘱することができる。なお、会長が特に認める場合は、会員に属さない者を委嘱することができる。
- 5 会長は、この会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
- 7 事務局長は、会長を補佐し、協議会の運営に必要な事務を行う。
- 8 顧問は、会長の求めに応じて、協議会の運営に助言を行う。
- 9 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(事務局)

第8条 事務局に、事務局長および必要な局員をおく。

- 2 事務局は、会長を補佐し、協議会の運営に必要な事務を行う。
- 3 事務局員は、事務局長が指名する。

(部会、研究会)

第9条 運営委員会は、この会に必要な応じ部会、研究会を設置することができる。

- 2 部会は、劇場音楽堂等の活動に関する課題について情報交換や調査研究を行い、運営委員会に活動等を提起する。部会には部会長を置き、必要に応じ、副部会長、事務局長を置くことができる。
- 3 研究会は、劇場音楽堂等の経営や事業実施に係る諸課題について、運営委員会の諮問を受け調査研究を行う。研究会の委員および委員長は運営委員会が委嘱する。なお、会長が特に認める場合は、会員に属さない者を委嘱することができる。

(入会)

第10条 この会の会員になろうとする者は、運営委員会の定めるところにより入会申込書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、総会により定められた会費を納めなければならない。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。

(その他)

第11条 本会則の運営に必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

- 1 本会則は、平成26年6月30日から施行する。

(以上)